

令和3年1月12日

お客さま各位

松本信用金庫

新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問活動等について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、松本市の感染警戒レベルが「レベル5」へ引き上げられ、また、当金庫営業エリア内においても感染拡大が認められる状況であることから、渉外担当者による訪問活動等につきまして、下記対応とさせていただきます。

お客さまには、ご不便をおかけしますが感染拡大防止のため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対応期間

令和3年1月12日（火）より当面の間

2. 対応内容

渉外担当者による集金活動を休止させていただきます。

3. 継続して実施する訪問活動等について

- (1) ご融資に関するご相談およびお手続き
- (2) 経営改善に関するご相談
- (3) 事業継続に関するご相談
- (4) 販路拡大に関するご相談
- (5) 補助金・助成金に関するご相談

上記事項につきましては、お客さまへご訪問に関する意向を十分にお伺いし、感染防止対策を講じてご訪問させていただきます。

4. その他

- (1) 窓口は通常営業（昼休業導入店舗を除く）しておりますので、お急ぎのお客さまは窓口までお越しいただきますようお願い申し上げます。

ただし、感染警戒レベルの変化によっては、窓口営業時間を縮小する場合がございますので、当金庫ホームページまたはお取引店へお電話にてご確認のうえご来店ください。

- (2) ご来店の際は、マスクのご着用をお願い申し上げます。

※ 手指用消毒液はご準備させていただいております。

以上